定期報告 電子申請受付開始のお知らせ

令和5年6月1日から豊田市の特定建築物等の 定期報告の電子申請が可能になります。

電子申請の対象となる定期報告

建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく建築物・建築設備・防火設備(昇降機は除きます)

電子申請の提出先

愛知県建築住宅センター 定期報告 【電子報告サイト】https://abhc.jp/jigyo/teiki/denshi/



豊田市役所 建築相談課 審査担当 定期報告